

営繕部の業務と業務の流れ

(1) 営繕部の業務

営繕とは、「建築物の営造と修繕」のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替え等の工事を指します。住宅都市局営繕部は、これらの工事を適切に行うとともに、環境配慮等の社会的ニーズや安全性・経済性を考慮しながら、良質な市設建築物を市民の皆さんに提供しております。



(2) 業務の流れ（近隣への説明は規模等により実施しない場合があります）

